au PAY スマートローン会員規約

第 1 条（会員）
「会員」とは、au PAY スマートローン会員規約（以下「本規約」といいます。）を極度方式基本契約の契約条項として適用されることを承認のうえ、au フィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます。）に入会を申込み、当社が当該申込みを承諾した方をいいます。

第 2 条（契約の成立およびお客さま番号）
1. 本規約に基づく契約は、申込を当社が承認し、当社所定の手続が完了した日に成立するものとします。
2. 契約が成立した場合、当社は、当社所定の方法にて、契約内容を明らかにする書面（以下「ご契約内容のご案内」といいます。）を交付するとともに、会員に対し、お客さま番号を付与するものとします。
3. 会員は、お客さま番号を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、第三者に対して譲渡または貸与することは一切できないものとします。
4. 会員は、会員がお客さま番号の管理を怠ったことにより生じた損害については、会員の負担となることをあらかじめ承諾します。

第 3 条（極度額および利用限度額）
1. 極度額は、当社が別途定める金額の範囲内であり、かつ会員が希望した金額の範囲内で、当社が承諾した金額とし、本規約に基づく契約成立にあたり、当社が極度額として、会員に通知した金額とし、ご契約内容のご案内に記載します。
2. 当社は、会員の信用状況に関する当社の審査により、極度額を上限として利用限度額を定めます。会員は利用限度額の範囲内で繰返し借入（以下「借入」といいます。）ができます。
3. 当社は、会員に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、会員にあらかじめ通知等することなく（次項および次々項も同様とします。）、極度額または利用限度額を減額することができます。
   （1） 会員が入会申込み時に虚偽の申告をした事が判明したとき。
   （2） 本規約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
   （3） 会員との信用状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めたとき、または会員の信用状態に著しい変化を生じたとき。
4. 前項に定める他、当社が相当と認めた場合、当社は新たな借入を停止することができます。

5. 当社は第 3 項または前項の措置を行った後、会員の信用状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めた場合、当社は、当初の極度額または利用限度額の範囲内で、極度額または利用限度額を増額し、また、新たな借入の停止を解除することができます。

第 4 条（暗証番号）

1. 会員および入会申込者（以下、これらを総称して「会員等」といいます。）は、申込み時または承認時に暗証番号を当社に届出るものとします。
   なお、会員等は本人の生年月日・電話番号・自宅の番地またはキャッシュカード、クレジットカードなどその他のサービスで用いている暗証番号と同一または類似の番号等、他人に推測されやすい数字は暗証番号として申出しないものとします。
2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、会員は、本人の生年月日・電話番号・自宅の番地またはキャッシュカード、クレジットカードなどのその他サービスで用いている暗証番号と同一または類似の番号等、本人確認書類等から他人が容易に知り得ることのできる番号、その他、他人に推測されやすい番号を暗証番号としないものとします。
   また、利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、暗証番号について盗用その他の事故があっても、会員はその利用によって生じる一切の債務について、責任を負うものとします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失が存在しないと当社が認めた場合には、この限りではありません。

第 5 条（契約期間）

1. 本規約に基づく契約期間は、契約が成立した日から起算して 2 年間とし、会員は、契約期間中、利用限度額の範囲内で繰返し借入ができます。
2. 契約期間の満了日から起算して 30 日遡った日より前に、会員または当社から契約を継続しない旨の意思表示がない場合、契約は、更に 2 年間自動継続し、以後も同様とします。
3. 契約が自動継続されることなく契約期間の満了により終了した場合、会員は、以後新たな借入ができません。
4. 会員が所定の年齢に達した場合は、契約期間の継続ができないものとします。

第 6 条（借入利率および利息の計算方法）

1. 借入利率は、当社所定の利率を適用するものとし、ご契約内容のご案内に記載します。
2. 金融情勢等の著しい変化その他の事由により当社が相当と認めた場合には、当社は、前項の借入利率を変更することができます。
3. 利息の計算方法は、次のとおり 1 年を 365 日とする日割計算で算出します。ただし、閏年の場合は、1 年を 366 日とする日割計算で算出します。なお、付利の最小単位は 1

円とし、小数点以下は切捨てとします。また、利息計算の際は、借入当日は不算入の片端計算とします。

【利息】＝貸付残高×借入利率（年率）÷365（閏年の場合は 366）×ご利用日数

第 7 条（遅延損害利率および遅延利息の計算方法）

1. 会員は、借入の返済が遅延した場合、または第 19 条の規定により期限の利益を喪失した場合は、第 3 項に従い、貸付残高に対しいずれも約定返済日または期限の利益喪失日の翌日から完済の日までの遅延損害金を支払うものとします。
2. 遅延損害金利率は、当社所定の利率を適用するものとし、ご契約内容のご案内に記載します。
3. 遅延損害金は、次のとおり 1 年を 365 日とする日割計算で算出します。ただし、閏年の場合は、1 年を 366 日とする日割計算で算出します。なお、付利の最小単位は 1 円とし、小数点以下は切捨てとします。

   【遅延損害金】＝貸付残高×遅延損害金率(年率)÷365(閏年の場合は 366)×遅延経過日数

第 8 条（借入の方法等）

1. 借入の方法および場所は、次の各号のとおりとします。
   （1） 当社と提携する会社の現金自動入出金機または現金自動出金機(以下「ATM 等」といいます。）を利用する方法。
   （2） 会員が保有する au PAY 残高へのチャージによる方法。
   会員が保有する au PAY 残高へのチャージが可能な場合において、当社は会員の指定に基づき KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）へ借入金を交付するとともに、同社へ会員が保有する au PAY 残高へのチャージを指示するものとします。当社が KDDI へ借入金を交付した時点で、当社の会員に対する貸付けが完了するものとし、会員は、KDDI 所定の手続により借入金相当額のチャージが完了した後において、KDDI が別途定める au PAY 残高に係る規約等に従って当該チャージ金額に係る au PAY 残高を利用することができます。
   （3） 当社からの振込による方法。
2. 会員は、前項各号の方法にて借入れる場合、ATM 等の設置店舗の営業時間やシステム保守等により、予告等なく、利用できない時間帯があることを承諾するものとします。
3. 会員は、第 1 項第 2 号の方法にて借入れる場合、KDDI が別途定める「ID 利用規約」に従い、会員が保有する au ID およびこれに紐づくパスワードを au PAY 残高に設定するものとします。
4. 会員は、第 1 項第 3 号の方法にて借入れる場合、次の各号の事項につき承諾するものとします。
   （1） 会員が申込振込を受ける金融機関の口座は、会員があらかじめ当社に届出、当

社が承諾した口座とします。

（2） 借入日は、会員の金融機関口座への入金に係らず、当社が振込をした日とします。

第 9 条（お借り入れ明細書の交付）

1. 当社は、会員の借入れの都度、あらかじめ会員が当社に届出た送付先に、お借り入れ明細書を交付します。
2. 会員に送付したお借り入れ明細書が当社に返送された場合、当社は、通常到達すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、後に会員から請求があった場合、当社は遅滞なくお借り入れ明細書を再交付します。
3. お借り入れ明細書に記載する返済期間、返済回数、返済期日または約定支払額は、借入その他の事由により変動することがあります。

第 10 条（返済方式および約定返済額）

1. 返済方式は、元利均等定額の借入時残高スライドリボルビング方式とします。
2. 約定返済額は、借入時の貸付残高区分に応じて決定し、下表に従うものとします。なお、毎月の約定返済額は、新たな借入が発生する都度、その時点における貸付残高に従って決定されます。ただし、最終返済月等、下表の約定返済額を満たない金額の場合は、当該金額を約定返済額とします。

借入時の貸付残高	約定返済額
10 万円以下	4,000 円
10 万円超 20 万円以下	8,000 円
20 万円超 40 万円以下	11,000 円
40 万円超 50 万円以下	13,000 円
50 万円超 60 万円以下	16,000 円
60 万円超 70 万円以下	18,000 円
70 万円超 80 万円以下	21,000 円
80 万円超 90 万円以下	23,000 円
90 万円超 100 万円以下	24,000 円

3. 当社は、当社所定の方法により会員に対し、当該月の約定返済額の通知をします。会員は、当該通知があったときから、当該約定返済額の返済日（以下「約定返済日」といいます。）までに、追加の借入れをした場合は、当該通知の記載に係らず、前項に従い、当該追加の借入時の貸付残高に基づく約定返済額を支払うものとします。
4. 約定返済日は、毎月 26 日とします。なお、約定返済日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を約定返済日とします。

第 11 条（支払方法および支払場所等）

1. 借入金の支払方法および支払場所は、次の各号のとおりとします。
   （1） 会員が借入金の返済のために、あらかじめ当社に届出、当社が承諾した金融機関の口座振替による方法。
   （2） ATM 等を利用する方法。
   （3） 当社の指定する金融機関の口座への振込による方法。
   （4） 当社営業所で支払う方法。
   （5） その他当社が指定した前各号以外の方法。
2. 会員は、前項第 2 号に定める方法で返済する場合は、返済単位は 1,000 円となります。
3. 会員は、第 1 項に定める返済に係る費用および当社からの返金等に要する費用を負担するものとします。

第 12 条（繰上返済等）

1. 会員は、当社所定の方法によってのみ、約定返済日前であっても、借入金の全部または一部の返済をすることができます。
2. 会員が、当社に対して繰上返済を行った場合は、次条に定める充当順位により、当社に対するいずれの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当するものとします。
3. 会員は、本条前 2 項の規定以外の方法で支払金の繰上返済することは一切できないものとします。

第 13 条（返済額の充当順位）

返済額の充当順位は、①費用・手数料 ②遅延損害金 ③利息 ④元金とします。

第 14 条（返済回数および最終返済期日）

返済回数および最終返済期日は、ご契約内容のご案内に記載します。

第 15 条（領収書の交付）

1. 当社は、会員からの返済の都度、あらかじめ会員が当社に届出た送付先に、領収書を交付します。
2. 会員に送付した領収書が当社に返送された場合、当社は、通常到達すべきときに会員に到着したものとみなすことができます。ただし、後に会員から請求があった場合、当社は遅滞なく領収書を再交付します。

第 16 条（マンスリーステートメントの交付）

会員は、貸金業法第 17 条第 1 項書面(本規約第 9 条のお借り入れ明細書）および第 18 条第

1 項書面(本規約第 15 条の領収書)に代えて、一定期間における貸付および返済その他の取引状況を記載した書面(以下「マンスリーステートメント」といいます。)を当社所定の方法により交付を受けること、また、貸付および返済の取引の際に記載事項を簡素化した書面(以下「簡素化書面」といいます。)の交付を受けることをあらかじめ同意するものとします。

第 17 条（電磁的方法による書面の交付）

1. 会員は、当社が次の各号の書面を電磁的方法により交付することに同意するものとします。電磁的方法に係るソフトウェアの種類、バージョン等のファイル記録形式は、当社ホームページにて指定するものとします。
   （1） 本規約その他関連規約等
   （2） ご契約内容のご案内の締結前書面
   （3） ご契約内容のご案内
   （4） 第 9 条に定めるお借り入れ明細書
   （5） 第 15 条に定める領収書
   （6） 前条に定めるマンスリーステートメントおよび簡素化書面
2. 会員は、当社から会員に対する前項各号に定める書面を郵送による受け取りに代えて、電磁的方法により確認し、PDF ファイル等にダウンロードする等してパソコンに記録する方法により提供を受けるものとします。

第 18 条（届出情報の変更）

会員は、本規約に基づき当社に届出た氏名・住所・電話番号（連絡先）・取引目的・職業・勤務先・指定銀行口座情報等の変更があった場合は、当社所定の届出または当社の認める方法により、遅滞なく 当社に届出なければなりません。なお、会員が届出情報の変更の届出を怠ったことにより、当社からの通知、連絡等が会員に遅滞した場合または到着しなかった場合、当社は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。また、会員が届出情報の変更の届出を怠ったことにより、会員に生じる損害については、当社は故意または重大な過失がある場合を除き責任を負いません。

第 19 条（期限の利益の喪失）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当社からの通知、催告がなくても当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。
   （1） 約定返済日に約定返済額の全部または一部を怠るなど、本規約に基づく契約に基づく債務を期限までに支払わなかったとき。
   （2） 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したと当社が判断したとき。
   （3） 差押、仮差押、保全差押、仮処分（ただし、信用に関しないものを除く）の申

立または滞納処分を受けたとき。

（４） 会員に破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。

（５） 会員資格を第三者に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、会員以外が利用可能となる状態にしたとき。

（６） 債務整理のための和解、調停等の申立があったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。

（７） 当社からの書面による通知が申込み時の住所（住所変更がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったとき（ただし、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、通知の名宛人がこれを証明したときは除く。）、その他会員が住所の届出を怠るなど、会員の責に帰すべき事由により当社にとって会員の所在が不明となったとき。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

（１） 入会申込に際して、虚偽の申告があったとき。

（２） 会員の経営する法人につき、破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立または解散その他営業の廃止があったとき。

（３） 本規約に基づく契約以外の当社に対する金銭の支払債務を怠るなど、会員の信用状態が著しく悪化したとき。

（４） 本規約第 25 条第 1 項に該当すると当社が判断したとき。

（５） 本規約第 26 条第 1 項に該当しまたは第 2 項に違反していると当社が判断したとき。

（６） その他本規約またはこれに付随する特約等の義務に違反し、その違反が重大な違反となるとき。

第 20 条（債権譲渡）

1. 会員は、当社が必要と認めた場合、当社が会員に対して有する債権を、取引金融機関（その関連会社を含みます。）・特定目的会社・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、およびこれらに伴い、債権管理に必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。
2. 会員は、前項の債権譲渡に関して、当社に対して有し、または将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、弁済の抗弁、消滅時効の抗弁その他の一切の抗弁を放棄し、また契約の不成立、不存在を主張しません。

第 21 条（退会・会員資格の取消しおよび利用停止）

1. 会員の都合により退会するときは、本規約末尾に記載の相談窓口あてに、その旨の届出

を行うものとします。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、会員が当社から提供をされている本規約に基づく契約の全部または一部の停止、会員資格の取消し、法的措置、その他必要な措置（以下「本件措置」といいます。）をとることができるものとします。
   （1） 当社に届出るべき事項に関し届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合。または、当社からの要請があったにも係らず、年収の届出（収入証明書の提出を含みます。）を怠った場合。
   （2） 本規約またはこれに付随する特約等に違反し、若しくは違反するおそれがある場合。
   （3） 当社との間の契約のいずれかの条項に違反し、もしくは違反するおそれがある場合。
   （4） 支払金等当社に対する一切の債務のいずれかの履行を怠った場合。
   （5） 本規約第 19 条に該当した場合。
   （6） 以下のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。
      イ）当社が把握する会員の年収情報や、職業、年齢等の属性情報等から想定される利用金額または利用頻度を著しく超える利用金額または利用頻度でなされた本規約に基づく契約の利用。
      ロ）その他本規約に基づく契約の利用目的、利用代金の支払原資、利用金額、利用間隔、過去の利用内容、利用場所等に照らし、不正、不適切または不相当な本規約に基づく契約の利用（第三者による場合も含みます。）。
   （7） 本規約第 25 条第 1 項に該当する場合等、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき本件措置をとる必要があると当社が判断した場合。
   （8） その他当社が会員として不適格と判断した場合。
3. 会員は退会申出、および会員資格取消し後においても未払債務についてその支払いの責任を負うものとします。なお、当社が請求した場合は、未払債務の全額を一括して直ちに支払うものとします。
4. 会員は、退会、会員資格の取消し等により会員資格を失った後においても、当社が請求したときは、当社の指示する事項について、これに応じる義務を負うものとします。
5. 当社が本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き責任を負わないものとします。また、当社に損害が生じたときは、会員がその損害の賠償をする責任を負うものとします。

第 22 条（契約条件の変更）

会員は、当社所定の方法により、極度額その他契約条件の変更の手続きをすることができ、当社がこれを承諾した場合に変更されるものとします。

第 23 条（契約の終了）

1. 本規約に基づく契約は、第 5 条に定める契約期間の満了により終了します。
2. 本規約に基づく債務を完済した場合、会員は、契約期間中であっても当社所定の方法で通知することで契約を終了させることができます。
3. 第 26 条第 3 項の定めにより会員との全ての契約を解除した場合、当社は、会員に対し何ら通知することなく本規約に基づく契約を終了させることができます。
4. 会員が第 19 条の定めにより本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失った場合、当社は、契約期間中であっても契約を終了させることができます。
5. 当社は、本規約に基づく債務を完済した日から、当社において判断した相当期間、新たな借入がなかった場合、会員への通知なく契約を終了させることができます。
6. 契約が終了した場合、会員は、以後新たな借入はできません。

第 24 条（契約終了後の措置）

本規約に基づく契約が終了した場合であっても、本規約に基づく債務が残っているとき、会員は、本規約に従うものとし、これに従い残債務を支払うものとします。

第 25 条（取引時確認および外国政府等における重要な公的地位の保有等に係る届出等）

1. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認（本人特定事項（氏名・住居・生年月日）、取引目的および職業等の確認）を行うときには、会員等はこれに応ずるものとし、取引時確認の手続きが、当社所定の期間内に完了しない場合（ご入会後、当社より当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとし、それを含むものとします）等、取引時確認等が適切に完了しないと当社が判断した場合、その他同法に基づき必要と当社が判断した場合は、入会を謝絶することや、会員資格の取り消し、その他必要な措置を実施することがあります。

   会員等は、本条項に基づく措置につき異議を述べないものとします。
2. 会員等は、本規約に基づく契約の締結および借入を行う時点において、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」並びに同施行令において厳格な取引時確認の対象とされている外国 PEPs（外国の元首その他、外国の重要な公的地位にある者およびその家族等として、同施行令において定められているものをいう。以下同じ。）に該当する場合、または該当することとなった場合には、直ちに、当社所定の方法により当社に届け出なければなりません。

第 26 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員等は、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない

者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。なお疑いがある場合も含みます。）、テロリスト等（日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者を含み、これらに限られません。なお疑いがある場合を含みます。）、または次の各号のいずれかにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

（1） 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること。

（2） 暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（3） 自己もしくは第三者の犯罪収益の隠匿、金融犯罪にかかる取引を行うこと。

2. 会員等は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な請求行為等」といいます。）を行わないことを確約するものとします。
3. 当社は、会員等が前 2 項の規約に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等による新規お申込みを謝絶し、または、何らかの通知、催告を要せずして、本規約に基づく契約の利用の全部若しくは一部の停止、法的措置、会員資格の取消し、その他必要な措置をとることができるものとします。本規約に基づく契約の利用を一時停止した場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本規約に基づく契約の利用を行うことができないものとします。
4. 前項に定める措置を取ったことにより、会員等に損害が生じた場合でも、会員等は当社に損害賠償の請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、会員等がその損害の賠償をする責任を負うものとします。

第 27 条（マネー・ローンダリング等の禁止）

1. 会員等は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という）の目的で、申込、利用をしてはいけないものとします。
2. 当社は、マネー・ローンダリング等防止の目的で、当社へ届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、取引内容の確認およびそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、会員等は合理的な期間内にご対応いただくものとします。

3. 当社は、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国または地域において、利用を制限する場合があります。また前項について合理的な期間内にご対応いただけない場合、その他マネー・ローンダリング等の利用の懸念があると当社が判断した場合は、利用を停止、その他必要な措置を取ることがあります。会員等は、本条項に基づく措置につき、理由の開示請求、異議を述べないものとします。

第 28 条（業務委託）

1. 会員等は、当社が当社の指定する委託先に対して、本規約に基づく業務を委託することをあらかじめ同意するものとします。
2. 会員等は、当社の指定する委託先が前項の業務を再委託することをあらかじめ同意するものとします。

第 29 条（個人情報等の収集、保有、利用、預託、提供）

1. 会員等は、当社が会員等の個人に関する情報について必要な保護措置を行ったうえで、本規約および本規約に基づく契約を含む当社の取引に関する与信判断および与信後の管理（与信判断基準の策定や策定のための分析等を含みます）のために、以下の各号に定める個人情報を収集、保有、利用することを、あらかじめ同意するものとします。
   （1） 本人を特定するための情報（氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・E メールアドレス・家族構成・住居状況・運転免許証番号等の記号番号)、取引目的、職業、その他会員等が入会申込時および第 18 条に基づき届け出た事項
   （2） 入会申込日・入会承認日・契約の状態・契約期間・振替口座・利用可能枠・会員種類等、会員等と当社との本規約に基づく契約の内容に関する事項（当該契約に係る申込、解約、解除等の事実を含みます。）
   （3） 会員の本規約に基づく契約の借入内容、借入状況、返済状況、お電話等での問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社が知り得た事項
   （4） 会員等が入会申込時に届け出た収入・負債、その他当社が収集した本規約に基づく契約に係る利用・支払い履歴
   （5） 本人確認書類、収入証明書等、法令等に基づき取得が義務付けられ、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項
   （6） 当社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
   （7） 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
   （8） 会員に設定されている au ID、ログイン ID
   （9） 会員等の当社ホームページ等へのアクセス情報（アクセスページ、アクセス日時、ブラウザ情報等）

（１０）Cookie 等の端末識別子を通じて収集されたウェブサイト閲覧履歴、メールアドレスに結び付いた個人の年齢・性別・家族構成等、商品購買履歴・サービス利用履歴、位置情報などの情報、個人の興味・関心を示す情報等（当社はこれら情報を第三者から入手し、当社が有する情報と結び付け個人情報として本規約の利用目的の範囲内で使用することがあります。または、これら情報を第三者へ提供することがあります。）

（１１）前各号に掲げる事項のほか、会員等から申告を受けた情報、当社ウェブサイト利用による情報、公開されている情報その他の当社が適正な手段で取得した情報（個人関連情報を含みます。）

2. 会員等は、当社が、次の各号に定める目的のために、前項各号に定める会員等の情報を収集、利用、保有することを、あらかじめ同意するものとします。ただし、会員等が本項第 2 号に定めるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および概念実証を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付ならびに本項第 3 号および本項第 4 号に定める営業案内での利用について当社に中止を申し出た場合、当社は、業務運営上支障がない範囲でこれを中止するものとします。なお、中止の申出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。また、会員等は本項第 9 号に定める当社ホームページ等における品質維持・向上のために、当社が前項第 11 号に定めるアクセス情報の収集を停止することができます。停止方法については、当社ホームページで案内するものとします。

（１） 本規約に基づく契約成立の事実、会員等管理、各種イベント・プロモーションおよび付帯サービスを含むすべての本規約に基づく契約の履行

（２） 当社の事業におけるデータ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および概念実証
なお、当社の事業の具体的内容については、当社ホームページ（https://www.kddi-fs.com/corporate/）にてご案内しています。

（３） 当社の事業における印刷物または電子メール等による宣伝物の送付および電話等での営業案内

（４） 当社が受託して行う宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内

（５） 当社が受託して行う当該受託先と会員等との取引に関する与信判断

（６） 当社ホームページにおける品質維持・向上等

（７） その他前各号に付随する業務のため

3. 会員等は、本規約に基づく当社の業務を委託先に委託する場合（再委託、再々委託以降を含む。以下同様）に、業務の遂行に必要な範囲で、本規約に基づき収集した会員等の情報を当該業務委託先に預託または提供することおよび当該業務委託先が独自に取得した会員等の情報について、当社が提供を受ける場合があることにあらかじめ同意するものとします。

4. 会員等は、当社の業務遂行に必要な範囲で、当社および当社の複数の委託先の間で、本条第 1 項各号に定める会員等の情報を相互に提供することをあらかじめ同意するものとします。
5. 会員等は、当社が、KDDI および沖縄セルラー電話株式会社（以下、総称して「KDDI 等」といいます。）に対し、本規約に基づく契約を申込した事実および内容、申込を取消した事実、申込後の当社の手続き状況、契約成立の事実、借入内容、借入状況、借入が停止または退会・会員資格取消しとなった事実、借入が停止解除となった事実を、入会申込手続、会員等の管理、会員等からの照会対応、本規約に基づく契約に係る諸機能および特典の提供、借入状況の分析、本規約に基づく契約に係る改善、品質向上、KDDI 等が会員等にとって有益と考える情報の掲載または配信等の目的で提供することをあらかじめ同意するものとします。
6. 会員等は、当社が以下の当社の提携会社（以下「提携会社」といいます。）に対し、以下の目的により本条第 1 項各号に定める個人情報を、保護措置を講じたうえで、提携会社に提供し、当該提携会社が利用することに同意します。

   なお、提携会社には、銀行業、銀行代理業、生命保険業、損害保険業、損害保険代理業、登録金融機関、金融商品取引業、金融先物取引業、金融商品仲介業、確定拠出年金運営管理業、少額短期保険業などの事業を営むものも含まれており、それらに対して非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報などを提供することも含まれます。なお、当社では貸金業、包括信用購入あっせん業、資金移動業、第三者型前払式支払手段発行業、銀行代理業、金融商品仲介業、保険代理業の各業を営んでおり、当社内でこれら事業間での情報交換をすることも含みます。

   【目的】

   提携会社の事業における、データ分析、研究、新商品、新機能、新サービス等の開発、市場調査および概念実証、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスおよび宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため

   【提携会社】

   KDDI 等および KDDI グループ（https://www.kddi.com/corporate/group/に記載されているグループ会社）
7. 会員等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合に、公的機関等に対し個人情報を提供することをあらかじめ同意します。

第 30 条（信用情報機関の利用および提供）

会員等は、当社が利用・提供する信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を当該機関に加盟する事業者に提供することを業とするものをいいます。）につ

いて、次の各号の目的のために会員等の個人情報が取り扱われることをあらかじめ同意するものとします。

（1） 会員等および当該契約者の配偶者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を当社が加盟する信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といいます。）に提供し、会員等および当該契約者の配偶者に関する本項第 3 号に定める情報を加盟個人信用情報機関ならびに提携個人信用情報機関に照会します。

上記の照会により、加盟個人信用情報機関ならびに提携個人信用情報機関に会員等および当該契約者の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、契約者の支払い能力調査・返済能力調査のために利用します。

（2） 加盟個人信用情報機関に、会員等の本規約に基づく信用情報が本規約末尾の「提供情報および提供期間」表に定める加盟個人信用情報機関に提供します。加盟個人信用情報機関において本規約末尾の「提供情報および提供期間」表に定める期間保有され、本項第 3 号から第 5 号に記載のとおり利用されます。

（3） 加盟個人信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する加盟個人信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

イ）当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

ロ）信用情報機関が収集したイ)以外の情報

ハ）信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

（4） 信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する加盟個人信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

イ）信用情報の確認、調査、名寄せ、合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

ロ）信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

（5） 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する加盟個人信用情報機関は、本項第 3 号イ)からハ）を加盟事業者へ提供します。

また、本項第 3 号イ）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

第 31 条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当社に対して、当社が保有する自己に関する個人情報について、法令に従い、

当該個人情報の開示、利用目的の通知、訂正、追加もしくは削除または利用の停止、消去もしくは提供の停止（以下あわせて「開示等」といいます。）するよう請求できます。なお、開示等請求は本規約末尾に記載の「当社相談窓口」宛に連絡するものとします。

2. 開示等請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 32 条（個人情報の取扱いに関する不同意）

当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望されない場合、または本規約に定める個人情報の取扱いについて同意しない場合は、入会をお断りすることや、契約終了の手続きを取ることがあります。なお、次の各号の利用に対する中止の申出があっても、入会をお断りすることや退会の手続きを取ることはありません。（本条に関する申出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）

（1） 第 29 条第 2 項第 2 号に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付

（2） 第 29 条第 2 項第 3 号または第 4 号に定める営業案内

第 33 条（契約不成立時の個人情報の取扱い）

入会申込者は、当社が取得した第 29 条第 1 項各号の情報について、入会しない場合（当社が入会をお断りする場合を含み、これらに限られません。）であっても、理由のいかんを問わず、第 29 条に定める目的（ただし、第 29 条第 2 項第 1 号および第 4 項に記載のものを除きます。）および第 30 条の定めに基づき利用されることを、あらかじめ同意します。ただし、第 32 条第 1 項各号に基づく中止の申出があった場合、当該利用目的についてはこの限りではありません。

第 34 条（契約終了者の個人情報の取扱い）

当社は、本規約に基づく契約終了後も、第 28 条に定める目的（ただし、第 31 条第 1 項各号に記載のものを除きます。）および開示等請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第 35 条（条項の変更）

本規約第 29 条から第 34 条までに定める個人情報の取扱いに関する同意条項は、法令に定める手続きに従い、必要な範囲で変更できるものとします。

第 36 条（準拠法）

会員と当社との本規約に基づく契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されます。

第 37 条（合意管轄裁判所）
会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴訟額のいかんにかかわらず、会員の住所地および当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 38 条（規約の改定、変更、廃止）
当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更（廃止を含みます。以下同じ。）する旨、変更後の内容および効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。

（1）　変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
（2）　変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第 39 条（規約の準用）
本規約に付随して特約等が存在する場合は、特約等を優先するものとします。

《相談窓口》

・相談窓口については、本規約に基づく契約以外の商品・サービスなどは、商品・サービスを提供する各社の問い合わせ・相談窓口に連絡ください。
・本規約についての問い合わせ・相談、本規約に基づく契約・入退会手続等についてのお問い合せ、届出事項の変更のお申出、当社に対する個人情報の開示等の会員等の個人情報に関する問い合わせ・相談および宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止の申出については下記にご連絡ください。なお、当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理統括責任者を設置しております。

○ご契約締結前のお客さま
【au PAY スマートローン 新規入会デスク】
0120-988-135

○ご契約締結後のお客さま
【au PAY スマートローン 会員さま専用デスク】
0570-003-858
023-695-3858

《貸金業相談・紛争解決機関》

・貸金業に関するさまざまな相談・問い合わせ・苦情については下記にご連絡ください。

○日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター　紛争受付課
電話での受付：0570-051-051 または 03-5739-3861

受付時間：9:00～17:00（休：土、日、祝日、年末年始）
ファックスでの受付：03-5739-3024
郵便での受付：〒108-0074　東京都港区高輪 3-19-15　二葉高輪ビル 2 階
日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター
ホームページ：https://www.j-fsa.or.jp/

《加盟個人信用情報機関》

・本規約に定める加盟個人信用情報機関ならびに提携個人信用情報機関は以下のとおりです。また、当社が本規約の契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、利用・提供する場合は、別途、会員に対し書面(電磁的記録を含みます。)により通知し、同意を得るものとします。

名称	電話番号	ホームページ（URL）
株式会社 シー・アイ・シー（CIC）	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シー（CIC）は、貸金業法に基づく指定信用情報機関です。
CIC の加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

《提供情報および提供期間表》

提供情報	
契約者の本人を特定するための情報	氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等
本契約の申込に係る事実(本人を特定するための情報および申込をした事実)	申込日、申込商品種別等
本契約に係る事実(本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実)	契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量、支払回数等
上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等

提供期間	
本契約の申込に係る事実(本人を特定するための情報および申込をした事実)	当社が信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間
本契約に係る事実(本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事	契約期間中および契約終了後 5 年以内

実）	
上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中および契約終了後 5 年間

《提携個人信用情報機関》

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC （https://www.jicc.co.jp/） KSC （https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/）

※JICC（株式会社日本信用情報機構）は、貸金業法に基づく指定信用情報機関です。

電話番号：0570-055-955

JICCの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

※KSC（全国銀行個人信用情報センター）は、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。

電話番号：03-3214-5020

KSCの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。

改定日：2026 年 7 月 1 日

サービス運営会社：au フィナンシャルサービス株式会社

〒108-8618 東京都港区高輪 2 丁目 21 番 1 号

貸金業登録番号 関東財務局長　第 01532 号

日本貸金業協会　協会員番号　日本貸金業協会会員 第 006420 号